

根室市プレミアム付商品券発行事業に係る特定事業者募集要項

根室市と根室商工会議所が実施する根室市プレミアム付商品券発行事業において、プレミアム付商品券を扱う事業者（以下「特定事業者」という。）を次のとおり募集する。

（申請窓口及び申請期間）

第1条 根室市プレミアム付商品券発行事業において、特定事業者の登録を受けようとする事業者は、別記第1号様式の特定事業者登録申請書に必要事項を記載の上、根室商工会議所に提出するものとする。

2 申請期間は、令和元年8月15日から令和元年8月30日までを第1次とし、令和元年9月2日から令和2年3月31日までは随時とする。ただし、土・日・祝日及び年末年始は申請受付は出来ないものとする。

（登録の資格等）

第2条 特定事業者として登録できる事業者は、根室市の行政区域内に店舗を有し、小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業、各種サービス業等、一般消費者が利用可能な商品の購入またはサービスを提供することが可能な事業者とする。ただし、根室市暴力団排除条例（平成25年根室市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団関係事業者を除く。

2 前項に該当する事業者であっても、次に掲げる商品・取引等に関し、プレミアム付商品券を対価とすることはできないものとする。

ア. 明らかな試算形成であり、消費の下支えとは言いがたいもの（不動産や金融商品等）

イ. たばこの購入

ウ. 換金性があり、また、広域的に流通しうるもの（商品券、ビール券、プリペイドカード等）

エ. 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

オ. 国や地方公共団体への支払い（税金や使用料）

カ. 特定事業者自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）

キ. その他、根室市が使用について相応しくないと判断した商品、サービス

（登録の方法等）

第3条 第1条第2項の募集期間内に申請のあった事業者について、根室商工会議所が適当と認める事業者を特定事業者として登録するとともに、別記第2号様式の登録証明書兼換金申出書及び別記第3号様式の登録店標章を交付する。

2 登録証明書（兼換金申出書）の交付を受けた特定事業者は、第5条第4項の換金の申出期間が満了するまでの間、大切に保管するものとし、換金手続きの際に換金窓口に表示するものとする。

3 登録証明書（兼換金申出書）の再発行は、原則として行わない。ただし、根室商工会議所がやむを得ない事情があったと認めるときは、この限りでない。

(特定事業者の責務)

第4条 特定事業者は、プレミアム付商品券を持参した者に対し、プレミアム付商品券の利用可能期間内に限り、券面記載の金額に相当する物品の販売若しくは貸付又は役務の提供を行う（以下「特定取引」という。）ものとする。

- 2 特定事業者は、特定取引の際には釣銭を支払わないこと、また持参されたプレミアム付商品券の利用可能期間内であることを確認するものとする。
- 3 特定取引に使用されたプレミアム付商品券は、券の裏面に、その使用された特定事業者において、事業者名又は店舗名の表示を行うものとする。
- 4 特定事業者は、持参されたプレミアム付商品券が真正なものであることが、客観的に判断できない場合は、特定取引を拒否することができる。
- 5 特定事業者は、プレミアム付商品券の利用可能店舗であることを利用者に周知するために、別記第3号様式の登録店標章を店頭の分かりやすい場所に掲示するほか、できる限り利用者の利便を図る措置を自ら行うものとする。
- 6 特定事業者は、プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。

(換金申出等の手続)

第5条 特定事業者は、別記第2号様式の登録証明書兼換金申出書に必要事項を記載の上、特定取引に使用されたプレミアム付商品券と併せて根室商工会議所に持参し換金を申出するものとする。

- 2 前項の申出の時期は随時行うものとする。
- 3 根室商工会議所は、換金の申出のあった特定事業者に対し、毎月2回、根室商工会議所が定める日から起算して15日前までに換金の申出のあった特定事業者に対して支払うものとする。
- 4 換金の申出の期間は、令和元年10月1日から令和2年4月10日までとする。

(登録の抹消等)

第6条 根室商工会議所は、特定事業者が本募集要項に定める事項に違反した場合には、その登録を抹消又は停止することができる。

(経費の負担)

第7条 登録の申請及びプレミアム付商品券の取り扱いを行うにあたって要する経費は、特定事業者の負担とする。